

第10章 環境保健対策

第1節 保健対策

第1 環境汚染による健康影響調査

1 大気汚染による住民健康影響調査

府域における大気汚染が府民の健康に及ぼす影響の実態を調査し、今後の環境保健行政を推進するための基礎資料を得ることを目的として、昭和45年度から大気汚染状況に即した調査手法を用いて住民健康影響調査を実施してきた。昭和55年度においては、大気汚染状況が相対的に異なる大気汚染測定局（東大阪市東支所、泉佐野保健所、茨木市役所及び府立修徳学院）の周辺地区に居住する30才以上の住民約7,700名を対象として、呼吸器症状等に関するアンケート調査及び呼吸機能検査、胸部X線検査、血液検査等の医学的調査を実施した。

2 大気汚染に係る影響調査

粒子状物質や窒素酸化物等の汚染物質が共存する複合的な大気汚染が府民の健康に与える影響を把握し、今後の環境保健対策の基礎資料を得るため、昭和55年度から3ヵ年計画により次の調査を実施した。

(1) 基礎医学的調査

窒素酸化物等のガス状物質と粒子状物質の単独あるいは複合暴露による生体影響を把握するため、モルモット、マウス等の小動物を用いて喘息性感作に関する室内動物暴露実験を実施するとともに、自動車道沿道における屋外動物暴露実験を行った。

(2) 疫学的調査

府域の大気汚染と学童の呼吸器症状、免疫機能及び呼吸機能との関連性を明らかにするため、大気汚染状況の異なる4地区の学童約4,000名を対象として呼吸器の現症及び既往に関する調査、免疫機能としての血清IgE検査並びに呼吸機能検査を実施した。

3 大気汚染健康影響調査（環境庁委託）

窒素酸化物等の大気汚染物質濃度と地域住民の健康との関係について現況の環境濃度レベルにおいて疫学的手法を用いて調査し、大気保全行政の基礎資料を得るた

め、吹田市南部地域の小学生約2,200名とその家族約3,600名を対象として、呼吸器症状に関する質問票調査、フローボリュームカーブレコーダーによる呼吸機能検査、バッジ型NO₂簡易測定器による暴露量調査等を実施した。

第2 PCB等有害物質による健康影響調査等

1 母乳のPCB汚染の推移と母子健康影響調査

昭和47年2月、母乳からPCBが検出されたことを契機として、その汚染レベルを明らかにし、今後のPCB汚染対策に資する目的で、毎年100名以上の出産後約2ヵ月の授乳婦を対象に、母乳中及び血液中のPCB濃度の測定並びに母子の健康調査、乳児の追跡健康調査を実施してきた。

その結果、母乳及び血液中PCB濃度は、各年度間の数値に有意差はなく横ばいの状態を示している(表3-10-1)。また、同一人物の血液中PCB濃度についても追跡調査したが、横ばいの状態であった。母子の健康調査及び乳児の追跡健康調査からも特にPCBによると思われる異常は認められなかった。

以上の結果並びに府立公衆衛生研究所における動物実験の成績、PCB接触者の母子健康調査の成績の推移をも含めて検討した結果から、大阪府公害健康調査専門委員会議PCB小委員会は、母乳による育児を推進してさしつかえないものと判断している。

表3-10-1 母乳及び血液中のPCB濃度平均の推移

実施年度 区分	昭 47	48	49	50	51	52	53	54	55
対象者数(件)	141	123	119	113	100	101	100	104	102
母乳中PCB濃度 平均値 (ppm)	0.032	0.038	0.040	0.036	0.033	0.039	0.035	0.033	0.028
血液中PCB濃度 平均値 (ppb)	3.0 (129件)	3.5	3.8 (117件)	3.7	3.3	3.1	3.1	3.0	2.6

(注) 昭和47年度及び昭和49年度の血液中PCB濃度平均値は、()内の対象者数の平均値である。

2 食品・容器包装等中のPCB汚染調査

厚生省では、昭和47年8月に魚介類、牛乳、乳製品、育児用粉乳、肉類、卵類及び容器包装に係るPCBの暫定的規制値を設定したが、府では、昭和46年11月から食品・容器包装等中のPCB汚染調査を実施しており、昭和55年度の調査結果では暫定的規制値を超えたものはなかった(表3-10-2)。

表3-10-2 食品・容器包装等中のPCB汚染調査結果（昭和55年度）

（単位：ppm）

品名	検体数	最高値	最低値
魚介類	12	0.225	検出せず
乳製品	5	0.002	検出せず
調整粉乳 （育児用）	5	0.001	0.001
食肉	10	0.002	検出せず
容器・包装	10	0.2	検出せず

第3 保健所における公害保健対策

環境汚染から府民の健康を守るため、府の保健所に公害担当職員を配置するとともに環境測定機器を配備して、保健所における公害保健業務体制を整備している。また、公衆衛生の立場から環境汚染に係る苦情相談、地域住民の健康調査、衛生教育及び地域の環境状況のは握などを実施した。

第2節 公害健康被害補償制度

1 制度の概要と府下の状況

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に制定された公害健康被害補償法（昭和48年法律第111号）は、基本的には民事責任を踏まえた損害賠償制度としての性格を持ち、その被害者に対し、医療給付・障害補償等を行うとともに、被害者の福祉に必要な事業を実施することとしており、これらの事業に必要な費用は、原則として汚染原因者が汚染の寄与度に応じて負担することとなっている。

府域では、昭和44年12月、大阪市西淀川区が旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号（昭和49年9月1日、公害健康被害補償法の施行に伴い廃止））に基づく救済対象地域に指定されて以来、逐次、対象地域の拡大が行われた。昭和55年度末においては、大阪市全域とその周辺地域（豊中市南部地域、堺市西部地域、吹田市南部地域、守口市全域、東大阪市中西部地域及び八尾市中西部地域）が指定地域となっている。

これらの地域における本制度の対象者は、大気の汚染による慢性気管支炎等の4疾病とそれらの続発症にかかっている者のうち、法律の定めるところにより、各指定地域の市長が認定することとなっており、昭和55年度末におけるその認定状況は表3-10-3のとおりである。

2 公害病認定患者死亡見舞金の支給

府では、昭和48年4月に大阪府公害病認定患者死亡見舞金支給要綱を制定し、公害健康被害補償制度による認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表するため見舞金（5万円）を支給することとしており、昭和55年度は662名の死亡者の遺族に対し、総額3,310万円を支給した。

表3-10-3 指定地域別公害健康被害者認定状況

(昭和56年3月31日現在)

指定地域	指定年月日	認定患者数(人)				累計
		現在認定患者数	治癒者	死亡者	転出者	
大阪市	昭44. 12. 27 49. 11. 30 50. 12. 19	19,415	5,259	2,413	234	27,321
豊中市	48. 2. 1	532	140	65	20	757
堺市	48. 8. 1 52. 1. 13	3,377	245	396	18	4,036
吹田市	49. 11. 30	334	16	32	7	389
守口市	52. 1. 13	2,833	189	109	39	3,170
東大阪市	53. 6. 2	1,764	34	92	18	1,908
八尾市	53. 6. 2	1,097	14	65	11	1,187
合 計		29,352	5,897	3,172	347	38,768